

## 公益財団法人愛媛県消防協会災害対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な災害又は地震等による災害が愛媛県内で発生し、若しくは発生のおそれがある場合において、消防団が住民の生命、身体及び財産を保護するため長時間にわたって予防し、警戒し、及び鎮圧の作業に従事したときに、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）が消防団活動を支援するために交付する支援金の交付基準を定めるものとする。

(大規模災害の定義)

第2条 大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害にあつて、これに基づく被害が甚大なものをいう。

(支援金の交付)

第3条 支援金は、大規模災害が発生した場合に愛媛県内の各市町の消防主管課を経由して、当該消防団に交付するものとする。

(支援金の交付基準)

第4条 支援金の交付基準は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のア、イのいずれかに該当する大規模災害の場合は、10万円とする。

ア 焼損棟数が50棟以上の建物火災

イ 焼損面積が50ヘクタール以上の林野火災

(2) 前号に該当するもののうち、防ぎよ活動が特に困難であり、従事時間が相当長時間である大規模災害の場合は、15万円とする。

(3) 建物火災で社会に及ぼす影響が甚大であり、公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた大規模災害の場合は、25万円とする。

2 前項第1号に準ずる大規模災害については、会長が特に支援を必要と認めたときは、支援金を交付することができる。

3 第1項の火災による大規模災害以外の大規模災害については、火災による大規模災害の支援との均衡を考慮のうえ、支援金を交付することができる。

(支援金交付の範囲)

第5条 前条に定める支援金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(大規模災害発生速報等)

第6条 愛媛県内の各市町消防団長は、第2条に定める大規模災害が発生した場合には、速やかに被害状況を会長に通報するとともに被害状況が確定後、直ちに大規模災害の被害状況について（様式第1号）により報告しなければならない。

(支援金交付等の様式)

第7条 支援金の交付等に必要の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公益財団法人愛媛県消防協会災害対策支援金の交付決定について（通知）（様式第2号）

(2) 公益財団法人愛媛県消防協会災害対策支援金の領収について（様式第3号）

(3) 領収証（様式第3号－2）

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項については、その都度会長が決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、財団法人日本消防協会が支援金を交付する場合に適用する。
- 3 財団法人愛媛県消防協会災害対策支援金交付要綱は、廃止する。